

外国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	・ ・	法人名	
-------	--------	-----	--

別表六の二
令八・四・一以後終了事業年度等分

Ⅰ 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書									
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)		1	円	区 分			国外所得対応分	①のうち非課税所得分	
							①	②	
当期の法人税の控除限度額の計算	当期の法人税額 (別表一の二「4」)－(別表六(五)の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)		2	当期の外国源泉所得に 係る利益又は当期欠損の額	国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額		16	円	円
					納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「7」)		17		
					交際費等の損金不算入額		18		
					貸倒引当金の戻入額		19		
							20		
							21		
							22		
							23		
							24		
							25		
							26		
					小 計		27		
					貸倒引当金の繰入額		28		
							29		
							30		
当期の調整国外所得金額				当期の調整国外所得金額			31		
							32		
							33		
							34		
							35		
							36		
					小 計		37		
					仮 計 (16) + (27) - (37)		38		
					非課税国外所得の金額 (38の②) (マイナスの場合は0)		39		
					計 (38) - (39)		40		
当期の法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(10)}{(7)}$			11	金 算					
法第144条の2第1項により控除できる金額 ((1)と(11)のうち少ない金額)			12	の					
法第144条の2第2項により控除できる金額 (別表六(三)「31の②」)			13	計					
法第144条の2第3項により控除できる金額 (別表六(三)「35の②」)			14	算					
当期に控除できる金額 (12) + (13) + (14)			15	の計算					

Ⅱ 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書									
当期の控除対象外国法人税額 (1)		41	円	地方法人税額の計算	課税標準法人税額 (別表一の二「4」) + (別表六(六)「9の②」) + 「9の④」)		44	円 000	
法人税の控除限度額 (11)		42			恒久的施設帰属地方法人税額 (44) × 10.3% - (((別表六(五)の二)「5の③」) - (別表一の二「4」))と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)		45		
					地方法人税控除限度額 (45) × $\frac{(10)}{(7)}$		46		
差引控除対象外国法人税額 (41) - (42)		43			外国税額の控除額 ((43)と(46)のうち少ない金額)		47		

Ⅲ 防衛特別法人税に係る外国税額の控除に関する明細書									
当期の控除対象外国法人税額 (1)		48	円	防衛特別法人税額の計算	課税標準法人税額 ((別表一の二「4」) + (別表六(六)「9の②」) + 「9の④」)) × $\frac{\text{別表一の二「45」}}{\text{別表一の二「43」}}$		51	円 000	
法人税の控除限度額及び地方法人税控除限度額の合計額 (11) + (46)		49			恒久的施設帰属防衛特別法人税額 (51) × 4% - (((別表六(五)の二)「5の③」) - (別表一の二「4」) - (44) × 10.3%)と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)		52		
					防衛特別法人税控除限度額 (52) × $\frac{(10)}{(7)}$		53		
差引控除対象外国法人税額 (48) - (49)		50			外国税額の控除額 ((50)と(53)のうち少ない金額)		54		